

相生市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書

相生市長（以下「市長」という。）と兵庫県相生警察署長（以下「相生警察署長」という。）は、相生市暴力団排除条例（平成24年相生市条例第20号。以下「条例」という。）第7条及び第8条に規定する措置を講ずるため、相互の連絡体制の確立について下記のとおり合意する。

記

1 照会、回答及び通報

- (1) 市長は、工事請負契約その他契約の相手方等（契約の相手方のほか、入札参加資格に関する申請書や給付事業における受給者など市が実施する事務又は事業において相手方となる者。工事請負契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときはそのすべての下請契約の相手方を含む。以下「契約の相手方等」という。）が、条例第2条第1号に規定する暴力団及び条例第2条第2号に規定する暴力団員並びに条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否か（条例第8条に掲げる事務については、暴力団等を利することとなるか否か。以下同じ。）について、相生警察署長に対し文書（様式第1号）により照会を行うことができるものとする。
- (2) 相生警察署長は、(1)の照会を受けたときは、暴力団等に該当するか否かについて、市長に対し、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 相生警察署長は、(1)の市長からの照会があった場合以外においても、契約の相手方等が暴力団等に該当すると認めたときは、市長に対し、速やかに文書（様式第3号）により、通報するものとする。

2 排除要請、措置の決定及び措置結果の通知等

(1) 相生警察署長は、1 (2) により暴力団等に該当する旨の回答又は1 (3) の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長に対し、条例第7条及び第8条の規定に基づく必要な措置を講ずるよう要請（以下「排除要請」という。）を行ったものとする。

(2) 市長は、(1) の排除要請に係る者について、措置を決定した場合にあっては、相生警察署長に対し文書（様式第4号）により、その措置結果を通知するものとし、措置を決定しない場合にあっては、その理由を相生警察署長に通知するものとする。

3 支援・協力体制

相生市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除の実施について、市長及び相生警察署長は、本合意書に定めるもののほか、相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

4 不当介入への対応

(1) 市長は、契約の相手方等に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他不当な介入又は下請け参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに市へ報告し、かつ警察への届出を行うよう指導するものとする。

(2) 相生警察署長は、(1) の届出を受けたときは、市長に対し、速やかに文書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

(3) 相生警察署長は、契約の相手方等が暴力団等による不当介入があったにもかかわらず、(1) の届出がなされていない事実を把握したときは、市長に対し、速やかに文書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

(4) 市長は、(1) の報告を受けたときは、相生警察署長に対し、速やかにその内容を文書（様式第7号）により通知するものとする。

- (5) 相生警察署長は、不当介入を受けた契約の相手方等（以下「不当介入を受けた者」という。）が（1）の報告又は届出を行ったときは、その内容に応じて、対処方法を教示するとともに、不当介入を受けた者や相生市職員、その他関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。
- (6) 相生警察署長は、（5）の対応状況について、不当介入を受けた者及び市長に対し、適時連絡するものとする。

5 その他

- (1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 1、2（2）並びに4（2）、（3）及び（4）の規定による照会等の取りまとめの事務については、相生市においてはまちづくり推進室が、兵庫県警においては兵庫県相生警察署刑事生活安全課が行うものとする。
- (3) この合意書は、平成24年10月1日から効力を発する。
- (4) 平成20年2月27日付け、「相生市発注工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書」及び「相生市発注工事における暴力団員等による不当介入手続きに関する合意書」は、平成24年9月30日限り廃止する。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成24年 9月27日

兵庫県相生市長 谷口 芳紀

兵庫県相生警察署長 須賀 俊郎